平成２１年（フ）第４４２号
長崎県長崎市福田本町1620番地１　市営福田本町アパート３棟305号
債務者　田中健太郎
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
長崎県長崎市為石町2420番地33　市営須浜第１アパート202号
債務者　浅野　　誠
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
長崎県長崎市中小島１丁目５番17号　ローザロッサ中小島105
債務者　大村　智子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
宮崎県延岡市野地町４丁目3250番地
債務者　後藤　清二
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８３号
宮崎県延岡市柚の木田町4489番地10
債務者　林田　　歩
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８６号
宮崎県延岡市土々呂町１丁目509番地31
債務者　塩﨑みどり
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８９号
宮崎県日向市高砂町15番地２
債務者　松川　大樹
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９０号
千葉県松戸市根木内11番地の11　グーディッシュ北小金208号
債務者　石川　　靖
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２号
福井市板垣３丁目915番地　カーサ．ドレッセ202
債務者　森本美由紀
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
福井県坂井市春江町江留上旭６番地11　シルバークレスト201号室、旧住所福井市高木中央２丁目606番地
債務者　中野　佳美
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
福井市月見３丁目８番36号
債務者　辻岡　茂夫
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
福井県鯖江市東米岡２丁目２番25―３号
債務者　橋本　広子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
福井市若杉浜３丁目110番地
債務者　坪ノ内幸司
１　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
徳島県板野郡藍住町東中富字権現傍示10番地１―410号
債務者　新居　　肇
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２０号
徳島市西須賀町下中須30番地の９
債務者　西　　安一
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２６号
徳島市南末広町２番67―301号
債務者　佐野由希子
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３２号
徳島市住吉１丁目４番22―204号
債務者　片岡　高大
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３３号
徳島市国府町和田字五反田１番地の15
債務者　佐野　幸一
１　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで　徳島地方裁判所民事部